

周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例
制定について

周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤井律子

周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例等の一部を改正する条例
(周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正)

第1条 周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例 (平成15年周南市条例第56号) の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市新南陽コミュニティセンターライブルーム条例の一部改正)

第2条 周南市新南陽コミュニティセンターライブルーム条例 (平成15年周南市条例第96号) の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設	時間区分				1時間につき
	午前	午後	夜間	延長	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで		
周南市富	和室1	380円 (1,520円)	380円 (1,520円)	480円 (1,920円)	96円 (384円)

田 東 地 区 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	和室 2	380円 (1, 520円)	380円 (1, 520円)	480円 (1, 920円)	96円 (384円)
	子供ルーム	380円 (1, 520円)	380円 (1, 520円)	480円 (1, 920円)	96円 (384円)
	多目的ホール（1室につき）	570円 (2, 280円)	570円 (2, 280円)	720円 (2, 880円)	144円 (576円)
	学習室	500円 (2, 000円)	500円 (2, 000円)	630円 (2, 520円)	127円 (508円)
	作業ルーム	500円 (2, 000円)	500円 (2, 000円)	630円 (2, 520円)	127円 (508円)
	キッチンルーム	1, 020円 (4, 080円)	1, 020円 (4, 080円)	1, 280円 (5, 120円)	257円 (1, 028円)
	遊戯室	500円 (2, 000円)	500円 (2, 000円)	630円 (2, 520円)	127円 (508円)
周 南 市 地 域 交 流 セ ン タ ー	和室（1室につき）	380円 (1, 520円)	380円 (1, 520円)	480円 (1, 920円)	96円 (384円)
	多目的ホール（1室につき）	500円 (2, 000円)	500円 (2, 000円)	630円 (2, 520円)	127円 (508円)
	会議室	500円 (2, 000円)	500円 (2, 000円)	630円 (2, 520円)	127円 (508円)
	学習室	500円	500円	630円	127円

		(2,000円)	(2,000円)	(2,520円)	(508円)
	キッチャン ルーム	1,020円 (4,080円)	1,020円 (4,080円)	1,280円 (5,120円)	257円 (1,028円)
周南市福川地区コミニティセンター	和室	380円 (1,520円)	380円 (1,520円)	480円 (1,920円)	96円 (384円)
	市民サロ ン	380円 (1,520円)	380円 (1,520円)	480円 (1,920円)	96円 (384円)
	集会室 (1室につき)	500円 (2,000円)	500円 (2,000円)	630円 (2,520円)	127円 (508円)
	会議室	500円 (2,000円)	500円 (2,000円)	630円 (2,520円)	127円 (508円)
	音楽室	660円 (2,640円)	660円 (2,640円)	830円 (3,320円)	167円 (668円)
周南市福川南北地区コミニティセンター	和室(1室につき)	380円 (1,520円)	380円 (1,520円)	480円 (1,920円)	96円 (384円)
	多目的ホー ル(1室につ き)	500円 (2,000円)	500円 (2,000円)	630円 (2,520円)	127円 (508円)
	学習室	560円 (2,240円)	560円 (2,240円)	700円 (2,800円)	140円 (560円)
	会議室	500円 (2,000円)	500円 (2,000円)	630円 (2,520円)	127円 (508円)
	キッチン	1,020円	1,020円	1,280円	257円

	ルーム	(4,080円)	(4,080円)	(5,120円)	(1,028円)
--	-----	----------	----------	----------	----------

別表第2の表を次のように改める。

施設	1時間につき
周南市富田東地区コミュニティセンター	和室1 52円
	和室2 41円
	子供ルーム 41円
	多目的ホール（1室につき） 94円
	学習室 73円
	作業ルーム 52円
	キッチンルーム 62円
	遊戯室 62円
周南市地域交流センター	和室（1室につき） 41円
	多目的ホール（1室につき） 73円
	会議室 83円
	学習室 83円
	キッチンルーム 41円
周南市福川地区コミュニティセンター	和室 41円
	市民サロン 31円
	集会室（1室につき） 52円
	会議室 41円
	音楽室 104円
周南市福川南地区コミュニティセンター	和室（1室につき） 41円
	多目的ホール（1室につき） 83円

	学習室	94円
	会議室	83円
	キッチンルーム	41円

(周南市西部市民交流センター条例の一部改正)

第3条 周南市西部市民交流センター条例（平成15年周南市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

地域集会室	330円	550円	550円	111円
-------	------	------	------	------

」

を

「

地域集会室	330円	560円	560円	113円
-------	------	------	------	------

」

に改める。

別表第2中

「

地域集会室	30円
-------	-----

」

を

「

地域集会室	31円
-------	-----

」

に改める。

(周南市高水ふれあいセンターライフセンター条例の一部改正)

第4条 周南市高水ふれあいセンターライフセンター条例（平成15年周南市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

使用区分	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
会議室	150円	230円	230円
娯楽室	150円	230円	230円
講座室	150円	230円	230円
サークル室	150円	230円	230円
カラオケ設備	1時間につき 209円		

別表第3中

「

金額
大人 300円
中人 100円
小人 50円
大人 3,000円
中人 1,000円
小人 500円

」

を

「

金額
大人 310円
中人 100円
小人 50円
大人 3,100円
中人 1,000円
小人 500円

」

に改める。

(周南市文化会館条例の一部改正)

第5条 周南市文化会館条例（平成15年周南市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

区分		基本使用料の額					
		午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
大 ホ ー ル	平日	33,630	60,330	77,410	85,960	124,410	147,360
	土曜日	43,780	76,350	98,240	107,860	155,910	185,280
	日曜日						
	休日						
リハーサル室		2,880	5,120	6,500	7,150	10,350	13,020
練習室1		1,810	3,090	4,150	4,360	6,500	8,210
練習室2		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
練習室3		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
楽屋1		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
楽屋2		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
楽屋3		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
楽屋4		1,810	3,090	4,150	4,360	6,500	8,210
楽屋5		1,810	3,090	4,150	4,360	6,500	8,210
楽屋6		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
楽屋7		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
講師控室		1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
3階展示室		3,560	6,280	8,060	8,800	12,880	16,130
地下展示室		2,880	5,120	6,500	7,150	10,350	13,020

和室	1,170	1,810	2,450	2,660	3,720	5,220
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第3中

「

食堂	月額 129,600円
----	-------------

」

を

「

食堂	月額 132,000円
----	-------------

」

に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

文化会館冷暖房使用料

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後・夜間	全日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
大ホール	6,720	12,050	15,480	17,190	24,880	29,460
リハーサル室	570	1,010	1,290	1,420	2,060	2,590
練習室1	350	610	820	860	1,290	1,630
練習室2	230	350	480	520	740	1,030
練習室3	230	350	480	520	740	1,030
楽屋1	230	350	480	520	740	1,030
楽屋2	230	350	480	520	740	1,030
楽屋3	230	350	480	520	740	1,030
楽屋4	350	610	820	860	1,290	1,630

楽屋5	350	610	820	860	1,290	1,630
楽屋6	230	350	480	520	740	1,030
楽屋7	230	350	480	520	740	1,030
講師控室	230	350	480	520	740	1,030
3階展示室	710	1,250	1,610	1,760	2,570	3,220
地下展示室	570	1,010	1,290	1,420	2,060	2,590
和室	230	350	480	520	740	1,030

(周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部改正)

第6条 周南市新南陽ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
使用区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
ホー ル	平日	17,430	23,240	23,240	46,500	52,310	75,560
	土曜日	21,760	29,010	29,010	58,040	65,300	94,330
	日曜日						
アリ ーナ	平日	9,960	13,280	13,280	26,560	29,880	43,180
	土曜日	12,440	16,600	16,600	33,200	37,350	53,960
	日曜日						
一般開放（コート1面又は卓球台1台）1時間につき							100
楽屋	A（洋）	420	560	560	1,140	1,280	1,860

	室)						
B (洋室)	270	360	360	730	820	1, 190	
C (和室)	270	360	360	730	820	1, 190	
D (洋室)	270	360	360	730	820	1, 190	
リハーサル室		770	1, 030	1, 030	2, 080	2, 340	3, 380
大会議室		2, 770	3, 700	3, 700	7, 410	8, 330	12, 040
中会議室		1, 580	2, 110	2, 110	4, 230	4, 750	6, 870
小会議室		700	930	930	1, 870	2, 100	3, 040
調理実習室		990	1, 320	1, 320	2, 650	2, 980	4, 310
和室		490	660	660	1, 330	1, 490	2, 150
研修室		490	660	660	1, 330	1, 490	2, 150
展示室	1	2, 480	3, 320	3, 320	6, 640	7, 460	10, 790
	2	890	1, 190	1, 190	2, 380	2, 680	3, 870
武道館		2, 980	3, 980	3, 980	7, 960	8, 950	12, 930
附属設備等		別に15, 000円の範囲内で市長が定める額					

別表第2中

「

1時間につき
5, 142
514
77
51
25

」

を

「

1時間につき
5,238
523
78
52
26

」

に改める。

(周南市美術博物館条例の一部改正)

第7条 周南市美術博物館条例（平成15年周南市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

特別観覧料（1点1日につき）	
	200円
	510円
学術研究を目的とする場合	150円
出版等の収入が伴う場合	1,030円
学術研究を目的とする場合	300円
出版等の収入が伴う場合	2,080円

」

を

「

特別観覧料（1点1日につき）	
	200円
	520円

学術研究を目的とする場合	150円
出版等の収入が伴う場合	1,050円
学術研究を目的とする場合	310円
出版等の収入が伴う場合	2,120円

」

に改める。

別表第3中

「

展示室1	3,220円	5,150円	9,660円	1,288円
展示室2	3,220円	5,150円	9,660円	1,288円

」

を

「

展示室1	3,270円	5,240円	9,840円	1,311円
展示室2	3,270円	5,240円	9,840円	1,311円

」

に改める。

(周南市回天記念館条例の一部改正)

第8条 周南市回天記念館条例（平成15年周南市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

個人	団体 (大人の合計が30人以上のとき。)
大人	大人
310円	250円

(周南市大津島ふれあいセンター条例の一部改正)

第9条 周南市大津島ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 宿泊をする場合の表中

「

使用料（1泊1人につき）
320円
420円
640円
1,280円

」

を

「

使用料（1泊1人につき）
320円
430円
650円
1,300円

」

に改め、同表の2 宿泊をしない場合の表中

「

使用料（1時間当たり）
無料
46円
185円
無料
141円
565円

」

を

「

使用料（1時間当たり）
無料

47円
188円
無料
144円
576円

」

に改める。

(周南市向道湖ふれあいの家条例の一部改正)

第10条 周南市向道湖ふれあいの家条例（平成15年周南市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

多目的室	2,010円	2,010円	2,500円
和室	940円	940円	1,180円
調理室	510円	510円	630円

」

を

「

多目的室	2,050円	2,050円	2,550円
和室	960円	960円	1,200円
調理室	520円	520円	640円

」

に改める。

別表第2中

「

1時間につき
102円
61円

」

を

「

1 時間につき
104円
62円

」

に改める。

(周南市体育施設条例の一部改正)

第11条 周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 周南市総合スポーツセンターの（1）専用使用料の表を次のように改める。

（1）専用使用料

（単位 円）

時間区分	施設名	使用区分				備考
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（2）その他	（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（2）その他			
9時から 12時まで	メインアリーナ	10,240	51,200	25,600	102,400	1 専用使用とは、使用者が一定時間一つ
	多目的ホ	5,680	28,400	14,200	56,800	

	ール					の施設の全部（事務所、売店等を除く。）を使用することをいい、他の使用を個人使用という。
	弓道場	3, 040	6, 080	—	—	
	カルチャーホーム	1, 390	2, 780	2, 780	5, 560	
	講座室	450	900	900	1, 800	
	会議室	280	560	560	1, 120	
13時から 17時まで	メインアリーナ	13, 660	68, 300	34, 150	136, 600	2 左記使用区分の2により使用する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に(1)は50を、(2)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
	多目的ホール	7, 580	37, 900	18, 950	75, 800	
	弓道場	4, 060	8, 120	—	—	
	カルチャーホーム	1, 850	3, 700	3, 700	7, 400	
	講座室	600	1, 200	1, 200	2, 400	
	会議室	370	740	740	1, 480	
18時から 22時まで	メインアリーナ	13, 660	68, 300	34, 150	136, 600	3 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
	多目的ホール	7, 580	37, 900	18, 950	75, 800	
	弓道場	4, 060	8, 120	—	—	
	カルチャーホーム	1, 850	3, 700	3, 700	7, 400	
	講座室	600	1, 200	1, 200	2, 400	
	会議室	370	740	740	1, 480	
延長料 (1時間)	メインアリーナ	3, 415	17, 075	8, 537	34, 150	4 左記使用区分の2により使用する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、左記使用区分1の使

につき)	多目的ホール	1, 896	9, 480	4, 740	18, 960	用料を徴収する。 5 左記使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ延長料を徴収する。延長料は1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とする。
	弓道場	1, 016	2, 032	—	—	
	カルチャールーム	460	920	920	1, 840	
	講座室	146	292	292	584	
	会議室	94	188	188	376	

別表第2の1 周南市総合スポーツセンターの(2)個人使用料の表中

「

使用料	
メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)
健康ルーム	1人1回300円 (回数券12枚綴り3,000円)
メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回300円 (回数券12枚綴り3,000円)
健康ルーム	1人1回510円 (回数券12枚綴り5,100円)

」

を

「

使用料	
メインアリーナ 多目的ホール 弓道場	1人1回150円 (回数券12枚綴り1,500円)
健康ルーム	1人1回310円 (回数券12枚綴り3,100円)

メインアリーナ	1人1回310円（回数券12枚綴り3,100円）
多目的ホール	
弓道場	
健康ルーム	1人1回520円（回数券12枚綴り5,200円）

]

に改め、同表の1 周南市総合スポーツセンターの（3）附属施設及び器具使用料（専用使用の場合に徴収する。）の表を次のように改める。

（3）附属施設及び器具使用料（専用使用の場合に徴収する。）

（単位 円）

附属施設及び器具名		単位	使用料
冷暖房	メインアリーナ	1 時間	27,384
	多目的ホール		10,214
	カルチャールーム		324
	会議室		157
放送設備	メインアリーナ	1 式	2,120
	多目的ホール		1,050
	移動式		520
スポーツ器具	バスケットボール	1 面	1,050
	バレーボール		410
	バドミントン		200
	ハンドボール		520
	卓球	1 台	200
	庭球	1 面	1,050
	柔道		520
その他の設備	電光表示盤	大	2,120
			410
	仮設ステージ	1 台	200
	フロアーシート	1 本	100
	椅子	1 脚	30

	机	1台	100
シャワー		100人未満	3,190
		100人以上	1人増すごとに30円 を加算

別表第2の1 周南市総合スポーツセンターの（4） 軽食喫茶室使用料の表の表を次のように改める。

月額 70,340円 1か月未満の端数は、1か月とする。

別表第2の2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プールの（1） 専用使用料の表から（7）周南市庭球場附属施設及び器具使用料の表までを次のように改める。

（1） 専用使用料

（単位 円）

時間区分	施設名	使用区分				備考
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	
9時から12時まで	周南市陸上競技場	4,070	20,350	6,100	61,050	1 専用使用とは、使用者が一定期間一つの施設の全部（事務所、売店等を除く。）を使用することをいい、そ
	周南市野球場	4,380	21,900	6,570	65,700	
	周南市新南陽球場	2,450	12,250	3,670	36,750	
	周南市水泳場	5,810	29,050	8,710	87,150	
	周南市新南陽プー					

	ル					
周南市ソ フトボーラー ル球場	1, 550	7, 750	2, 320	23, 250	の他の使用 を個人使用 という。 2 左記使用 区分の2の (2)により 使用する場 合は、最高 の入場料そ の他これに 類する料金 に100を乗 じて得た額 を使用料に 加算して徵 収する。	
周南市ア ーチェリ 一場						
周南市サ ッカ一場	1, 570	7, 850	2, 350	23, 550	3 既設の電 気設備以外 に電源を必 要とする場 合は、電気 料金に相当 する額を使 用料に加算 して徵収す る。	
周南市補 助競技場	950	4, 750	1, 420	14, 250		
周南市運 動広場					4 左記使用 区分の2に より使用す る場合で、 会場の準備 などのため 当日以外の 日に使用す る場合は、 左記使用区 分1の使用 料を徵収す る。	
周南市市 民黒岩グ ラウンド						
12時から17 時まで	周南市陸 上競技場	6, 780	33, 900	10, 170	101, 700	3 既設の電 気設備以外 に電源を必 要とする場 合は、電気 料金に相当 する額を使 用料に加算 して徵収す る。
	周南市野 球場	7, 320	36, 600	10, 980	109, 800	
	周南市新 南陽球場	4, 080	20, 400	6, 120	61, 200	4 左記使用 区分の2に より使用す る場合で、 会場の準備 などのため 当日以外の 日に使用す る場合は、 左記使用区 分1の使用 料を徵収す る。
	周南市水 泳場	9, 700	48, 500	14, 550	145, 500	
	周南市新 南陽プー ル					4 左記使用 区分の2に より使用す る場合で、 会場の準備 などのため 当日以外の 日に使用す る場合は、 左記使用区 分1の使用 料を徵収す る。
	周南市ソ フトボーラー ル球場	2, 580	12, 900	3, 870	38, 700	
	周南市ア ーチェリ 一場					4 左記使用 区分の2に より使用す る場合で、 会場の準備 などのため 当日以外の 日に使用す る場合は、 左記使用区 分1の使用 料を徵収す る。
	周南市サ ッカ一場	2, 610	13, 050	3, 910	39, 150	
	周南市補 助競技場	1, 590	7, 950	2, 380	23, 850	
	周南市運 動広場					

	周南市市民黒岩グラウンド					5 左記使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ延長料を徴収する。
17時から22時まで	周南市野球場	7,320	36,600	10,980	109,800	
	周南市補助競技場	1,590	7,950	2,380	23,850	
延長料（1時間につき）	周南市陸上競技場	1,351	6,755	2,026	20,265	6 野球場を職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。
	周南市野球場	1,456	7,280	2,184	21,840	
	周南市新南陽球場	817	4,085	1,225	12,255	
	周南市水泳場	1,938	9,690	2,907	29,070	
	周南市ソフトボール球場	513	2,565	769	7,695	7 補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。
	周南市アーチェリ一場					
	周南市サッカ一場	523	2,615	784	7,845	
	周南市補助競技場	314	1,570	471	4,710	
	周南市運動広場					
	周南市市民黒岩グラウンド					

(2) 附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名	使用料
放送設備	陸上競技場・野球場・新南陽球場 1日1回 2,200円
大会議室	陸上競技場・新南陽球場（本部席） 1日1回 540円

小会議室	野球場・陸上競技場 1日1回 220円
スコアボード	新南陽球場 1日1回 760円
バッティングゲージ	新南陽球場 1台 540円
防球ネット	新南陽球場 1式 100円
売店	新南陽球場 1店 2,200円
補助いす	1日1脚 30円
陸上競技器具	1日1式 3,300円
夜間照明	補助競技場 1競技場1時間以内 2,200円 その後30分ごとに1,100円を加算する。
	地区総合運動場 1時間ごとに1,760円 ただし、照明を分割して使用する場合は、1基1時間ごとに324円とする。

(3) 周南市野球場夜間照明使用料

区分	使用料（1時間につき）			
	全灯	2分の1灯	4分の1灯	6分の1灯
職業野球以外で使用する場合	45,100円	23,100円	11,000円	6,600円
職業野球で使用する場合	135,300円			

(4) 周南市野球場スコアボード使用料

区分	使用料（1時間につき）	
	全部表示（大型映像表示装置使用）	628円
職業野球以外で使用する場合	全部表示（大型映像表示装置不使用）	1,581円
	得点・判定表示	272円
	職業野球で使用する場合	4,745円

(5) 周南市野球場附属施設の冷暖房使用料

附属施設	冷暖房使用料（1時間につき）
小会議室	335円
本部席	188円

その他の部屋	94円
--------	-----

(6) 周南市庭球場、周南市高瀬サン・スポーツランドテニスコート及び周南市鹿野庭球場使用料

施設名	単位	使用料（1時間につき）	固定照明設備使用料（1時間につき）
周南市庭球場	1面	880円	324円
周南市高瀬サン・スポーツ ランドテニスコート	1面	314円	324円
周南市鹿野庭球場	1面	314円	324円

(7) 周南市庭球場附属施設及び器具使用料

附属施設及び器具名	単位	使用料	冷暖房使用料
管理事務所会議室1	1時間	146円	157円
管理事務所会議室2	1時間	73円	104円
管理事務所研修室	1時間	125円	157円
管理事務所放送設備	1式	1日1回 2,200円	—

別表第2の3 周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センターの(1) 専用使用料の表の表を次のように改める。

使用時間	施設名	使用区分				固定照明設備使用料（1時間につき）
		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他	(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	(2) その他			
1時間	周南市鹿野総合体育館	880円	4,400円	1,320円	13,200円	使用区分1 (1)の場合は691円 使用区分1 (2)の場合は

					2,073円 使用区分2 (1)の場合は 1,382円 使用区分2 (2)の場合は 2,073円
周南市新 南陽体育 センター 周南市熊 毛体育セ ンター	440円	2,200円	660円	6,600円	293円

別表第2の3 周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センターの(2)個人使用料の表を次のように改める。

(2) 個人使用料

使用区分	使用料	固定照明設備使用料 (1時間につき)
高校生以下	1人3時間以内 60円（回数券12枚綴り600円）	104円
その他の者	1人3時間以内 120円（回数券12枚綴1,200円）	

別表第2の3 周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センターの(3)附属器具使用料（専用使用の場合に徴収する。）の表の表を次のように改める。

使用区分	単位	使用料
スポーツ器具	バスケットボール	1面 440円
	テニス	〃 440円
	バレーボール	〃 440円
	ハンドボール	〃 440円
	バドミントン	〃 220円
	インディアカ	〃 220円

	ソフトバレーボール	/	220円
	卓球	1台	100円
その他器具	折畳椅子	1脚	30円
	長机	/	100円
	フロアシート	1式	13,200円
	放送設備	/	2,200円
附属施設使用料			固定照明設備使用料（1時間につき）
周南市鹿野総合体育館2階柔剣道練習場	1時間	104円	188円
周南市鹿野総合体育館1階会議室	1時間 冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。	209円	—
周南市鹿野総合体育館2階会議室	1時間 冷暖房使用の場合は、1時間につき261円を加算する。	209円	—
ステージ	1時間	314円	1,141円
トレーニング室	1人1回	100円	—
シャワー	1人1回	100円	—

別表第2の4 周南市福川武道館及び周南市熊毛武道館使用料の表中

専用使用		1時間 432円	1時間 216円
個人使用	高校生以下	1人3時間以内 60円 (回数券12枚綴り600円)	1時間 102円
	その他の者	1人3時間以内	

		120円（回数券12枚 綴り1,200円）	
--	--	--------------------------	--

]

を

「

専用使用		1時間 440円	1時間 220円
個人使用	高校生以下	1人3時間以内 60円（回数券12枚綴り600円）	1時間 104円
	その他の者	1人3時間以内 120円（回数券12枚綴り1,200円）	

】

に改め、同表の5 周南市高瀬サン・スポーツランド施設及び固定照明設備使用料の表の表を次のように改める。

施設名	単位	使用料（1時間につき）	固定照明設備使用料（1時間につき）
ゲートボール場	1面	104円	—
多目的グラウンド	全面	157円	1,760円
キャンプ場	設備・備品	単位	使用料
	テントサイト	1区画	1泊（宿泊） 540円 1回（日帰り） 270円
	テント（5人用）	1張	1,100円
	キャンピングセット	1組	540円
	飯盒	1個	100円
	毛布	1枚	440円

別表第2の6 周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館の（1）

使用料の表中

「

1 時間	120円	600円	180円	1,800円	205円
------	------	------	------	--------	------

」

を

「

1 時間	122円	610円	183円	1,830円	209円
------	------	------	------	--------	------

」

に改め、同表の 6 周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館の（2）附属器具使用料の表を次のように改める。

（2）附属器具使用料

使用区分		単位	使用料
スポーツ器具	バスケットボール	1 面	440円
	バレーボール	〃	440円
	バドミントン	〃	220円
	インディアカ	〃	220円
	ソフトバレーボール	〃	220円
	卓球	1 台	100円
その他器具	折畳椅子	1 脚	30円
	長机	〃	100円
	フロアシート	1 本	100円

(周南市長野山緑地等使用施設設置条例の一部改正)

第12条 周南市長野山緑地等使用施設設置条例（平成15年周南市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表を次のように改める。

施設又は設備名	単位	使用料	付記
ロッジ	1 泊 1 人 につき	1,540円	ただし、小学生の場合は770円とする。 キャンプ場炊事棟使用料を含む。
バンガロー	1 泊 1 棟	3,300円	ただし、昼間のみ使用する場合は1,650

	につき		円とする。キャンプ場炊事棟使用料を含む。
貸テント	1 泊 1 張 につき	1,650円	
キャンプ場	1 泊 1 人 につき	220円	ただし、テント持込みの場合は 1 張りにつき 550 円加算する。
ログハウス	1 泊 1 棟 につき	3,300円	ただし、昼間のみ使用する場合は 1,650 円とする。キャンプ場炊事棟使用料を含む。
コテージ	1 泊 1 棟 につき	12,570円	ただし、宿泊で 4 人を超える場合は 1 人につき 1,150 円を加算し、昼間のみ使用する場合は最初の 1 時間 3,140 円、延長料金 1 時間ににつき 523 円とする。キャンプ場炊事棟使用料を含む。
レクリエーションルーム	1 時間に つき	1,100円	貸し切る場合に限る。
	暖房機 1 台 1 時間に につき	209円	
シャワーハウス	1 分につき	100円	
暖房器具	1 泊につき	440円	アンカ 1 個
炊事器具	1 回につき	220円	炊事器具 1 組
毛布	1 泊につき	220円	毛布 1 枚
炊事棟	1 日 1 人 につき	330円	
バーベキューハウス	1 回 1 人 につき	100円	ただし、小学生未満の場合は無料とする。

(周南市国民宿舎条例の一部改正)

第13条 周南市国民宿舎条例（平成15年周南市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市湯野温泉使用条例の一部改正)

第14条 周南市湯野温泉使用条例（平成15年周南市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(周南市三丘温泉条例の一部改正)

第15条 周南市三丘温泉条例（平成15年周南市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1中

「

324,000円

324,000円

216,000円

」

を

「

330,000円

330,000円

220,000円

」

に改める。

(周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

金額
大人610円
小人410円
205円
205円
205円

」

を

「

金額
大人620円
小人410円
209円
209円
209円

」

に改める。

別表第2中

「

金額
51円
51円
51円

」

を

「

金額
52円
52円
52円

」

に改める。

(周南市鹿野地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正)

第17条 周南市鹿野地域資源活用総合交流促進施設条例（平成17年周南市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2のせせらぎパーク利用料金の表を次のように改める。

せせらぎパーク利用料金

区分	単位	利用料金
キャンプサイト	1箇所1泊	5,230円
	1箇所1時間利用	1,571円
	延長料金1時間につき	314円
ケビン	1棟1泊	12,570円
	1棟1時間利用	3,142円
	延長料金1時間につき	523円
管理棟及びサニタリー棟		
コインシャワー	1回につき	310円
コイン洗濯機	1回につき	520円
コイン乾燥機	1回につき	200円

別表第2の豊鹿里パーク利用料金の表の表を次のように改める。

区分	単位	利用料金
滞在型体験農園		
宿泊棟	1棟	年額 251,420円

農園	1 平方メートルにつき	年額 100円
体験農園	1 平方メートルにつき	年額 100円
センターハウス		
加工体験室	1 室の一時利用 (1 回の利用 3 時間以内)	2,090円
	延長 1 時間ににつき	523円
文化体験実習室及び販売展示室	1 室の一時利用 (1 回の利用 3 時間以内)	1,040円
	延長 1 時間ににつき	314円

別表第3中

「

1 時間ににつき
92円
72円
82円

」

を

「

1 時間ににつき
94円
73円
83円

」

に改める。

(周南市郷土美術資料館条例の一部改正)

第18条 周南市郷土美術資料館条例（平成19年周南市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表を次のように改める。

区分	午前	午後	全日	超過使用する場合の1時間単価
	午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで	
展示室（小）	520円	830円	1,570円	209円
展示室（中）	890円	1,420円	2,670円	356円
展示室（大）	1,930円	3,100円	5,810円	775円
ワークルーム	530円	850円	1,600円	213円

(周南市コアプラザかの条例の一部改正)

第19条 周南市コアプラザかの条例（平成20年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
小会議室（1）	290円	420円	420円	85円
小会議室（2）	290円	420円	420円	85円
地域活動室	290円	420円	420円	85円
高齢者活動推進室	400円	580円	580円	118円
女性活動推進室	400円	580円	580円	118円
和室	590円	850円	850円	171円
和室〔1／2〕	290円	420円	420円	85円
多目的室	590円	850円	850円	171円
講習室	590円	850円	850円	171円
講習室〔1／2〕	290円	420円	420円	85円

文化研修室	670円	960円	960円	193円
調理実習室	900円	1,280円	1,280円	257円
健康増進活動室	970円	1,390円	1,390円	279円
健康増進活動室 〔1／3〕	320円	460円	460円	94円
健康増進活動室 〔2／3〕	640円	920円	920円	186円
健康管理研修室	970円	1,390円	1,390円	279円
健康管理研修室 〔1／2〕	480円	690円	690円	139円
大研修室	1,390円	1,990円	1,990円	398円
講堂	4,820円	6,910円	6,910円	1,382円

別表第2の表を次のように改める。

施設	1時間につき
小会議室(1)	42円
小会議室(2)	42円
地域活動室	42円
高齢者活動推進室	42円
女性活動推進室	42円
和室	63円
和室〔1／2〕	31円
多目的室	63円
講習室	63円
講習室〔1／2〕	31円
文化研修室	63円
調理実習室	106円

健康増進活動室	106円
健康増進活動室〔1／3〕	35円
健康増進活動室〔2／3〕	73円
健康管理研修室	106円
健康管理研修室〔1／2〕	53円
大研修室	171円
講堂	20円

(周南市ゆめプラザ熊毛条例の一部改正)

第20条 周南市ゆめプラザ熊毛条例（平成21年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

施設	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室	150	230	230
多目的ホール、和室、大会議室	640	930	930
調理実習室	550	800	800

(周南市体験交流施設大津島海の郷条例の一部改正)

第21条 周南市体験交流施設大津島海の郷条例（平成24年周南市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 宿泊をする場合の表中

「

使用料（1泊1人につき）
320円
420円

640 円
1, 280 円

」

を

「

使用料（1泊1人につき）
320 円
430 円
650 円
1, 300 円

」

に改め、同表の2 宿泊をしない場合の表中

「

使用料（1時間当たり）
無料
115 円
462 円
無料
102 円
411 円
無料
28 円
113 円
無料
無料
無料

」

を

「

使用料（1時間当たり）
無料
117円
471円
無料
104円
419円
無料
28円
115円
無料
無料
無料

」

に改める。

(周南市市民センター条例の一部改正)

第22条 周南市市民センター条例（平成29年周南市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 周南市市民センター使用料（周南市大道理市民センター、周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センターを除く。）の表を次のように改める。

1 周南市市民センター使用料（周南市大道理市民センター、周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センターを除く。）

施設	時間区分		
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	230円	230円
50平方メートル以上	640円	930円	930円
調理実習室	550円	800円	800円

別表第2の2 周南市大道理市民センター使用料の表を次のように改める。

2 周南市大道理市民センター使用料

施設	1時間につき
会議室	97円
大会議室	338円
研修交流室1	188円
研修交流室2	
研修交流室3	
調理室	243円

別表第3の3 周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センター使用料の表を次のように改める。

施設	時間区分		
	午前	午後	夜間
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
多目的ホール	1,460円	2,090円	2,090円
会議室、研修室、和室、調理室	1,020円	1,460円	1,460円

別表第3の2 周南市大道理市民センター冷暖房使用料の表中

「

大会議室	83円
------	-----

」

を

「

大会議室	84円
------	-----

」

に、

「

調理室	63円
-----	-----

」

を

「

調理室	64円
-----	-----

」

に改め、同表の3 周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センター
冷暖房使用料の表中

「

多目的ホール	72円
会議室、研修室、和室、調理室	51円

」

を

「

多目的ホール	75円
会議室、研修室、和室、調理室	53円

」

に改める。

(周南市シビック交流センター条例の一部改正)

第23条 周南市シビック交流センター条例（平成30年周南市条例第44号）の一部を次
のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

区分	1時間当たりの額
交流室 1	704
交流室 2	143
交流室 3	143
交流室 4	143
交流室 5	143

交流室 6	286
交流室 7	286

別表第 2 の表を次のように改める。

区分	1 時間当たりの額
交流室 1	143
交流室 2	33
交流室 3	33
交流室 4	33
交流室 5	33
交流室 6	66
交流室 7	66

別表第 3 の表を次のように改める。

附属設備	1 時間当たり 550 円の範囲内で市長が別に定める額
------	-----------------------------

(周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例の一部改正)

第24条 周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例（平成30年周南市条例第45号）

の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「使用者が」を削り、同項第 2 号中「この条例又は」の前に「使用者が」を加え、同項第 3 号中「偽り」の前に「使用者が」を加え、同項第 4 号中「第 5 条第 3 項」の前に「使用者が」を加える。

別表第 1 の表を次のように改める。

区分	1 時間当たりの額
共用会議室A	99
共用会議室B	99
共用会議室C	99
共用会議室D	99
共用会議室E	286

共用会議室F	286
共用会議室G	286
共用会議室H	517
多目的室	880

別表第2の表を次のように改める。

区分	1時間当たりの額
共用会議室A	22
共用会議室B	22
共用会議室C	22
共用会議室D	22
共用会議室E	66
共用会議室F	66
共用会議室G	66
共用会議室H	110
多目的室	176

別表第3の表を次のように改める。

附属設備	1時間当たり550円の範囲内で市長が別に定める額
------	--------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例、周南市新南陽コミュニティセンター条例、周南市西部市民交流センター条例、周南市高水ふれあいセンター条例、周南市文化会館条例、周南市新南陽ふれあいセンター条例、周南市美術博物館条例、周南市回天記念館条例、周南市大津島ふれあいセンター条例、周南市向道湖ふれあいの家条例、周南市体育施設条例、周南市長野

山緑地等使用施設設置条例、周南市国民宿舎条例、周南市湯野温泉使用条例、周南市三丘温泉条例、周南市東善寺やすらぎの里の設置及び管理に関する条例、周南市鹿野地域資源活用総合交流促進施設条例、周南市郷土美術資料館条例、周南市コアプラザかの条例、周南市ゆめプラザ熊毛条例、周南市体験交流施設大津島海の郷条例、周南市市民センター条例、周南市シビック交流センター条例及び周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金について適用し、同日前に確定する行政財産の使用又は役務の提供に係る料金については、なお従前の例による。